

「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」
に対する意見書

2009年7月17日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 警察庁が平成21年3月に発表した「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」は、密室取調べの弊害に対する配慮を全く欠いたまま、一部録画を正当化しようとするものであり、不当というべきである。
- 2 自白強要・冤罪を根絶するため、かつ、裁判員が分かり易い審理のもと適正な判断をするために、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は直ちに実現されるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

警察庁は、平成21年3月、「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」（以下「本件検証」という。）を公表した。本件検証は、平成20年9月から平成21年2月末までの全国の主要警察で実施された取調べの一部録音・録画の試行についての検証結果をまとめたものである。本意見書では、本件検証の問題点を明らかにする。

2 「警察における取調べの録音・録画の概要」について

(1) 検証の対象と方法について

本件検証によれば、平成20年9月から平成21年2月末までの半年間で、警察による取調べの一部録音・録画が試行されたのは、66件（被疑者数は58人）である。その間試行対象事件は5都府県で838件であり、一部録音・録画が行なわれたのは対象事件のうちの8パーセント弱にすぎない。また、多くの試行対象事件のうち、以上の66件がどのような基準と理由で選択されたのかは、本件検証でも明らかにされていない。その意味で、本件検証は、対象データの数が不十分であり、検証の意義に疑問が残る。

試行に係る一部録音・録画の対象事件は、被疑者が自白している裁判員裁判対象事件であり、当該事件の捜査主任官が相当と認めたもののみである。そして、「組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が損なわれる」と考えられる場合には、実施しないとされた。しかし、一部とは言え、録音・録画の試行をする以上重要なのは、録音・録画が、捜査機関の問題視する「取調べの真相解明機能」を害するかどうかの検証である。実際、本件検証においても、「今次試行を検証するに際しては、録音・

録画の実施により取調べの機能に影響はないかという観点からも十分な検討を行う必要がある」としている。ところが本件試行は、「真相解明機能が損なわれる」場合には試行しないと結論を先取りして、自ら一部録音・録画を行っておらず、検証としての適格性・具体性を欠く。

(2) 試行結果の概要について

本件検証によれば、一部録音・録画の実施時期は、逮捕後11日目以降のものが86パーセントを占めている。また、一部録音・録画時間も20分未満が86パーセントである。他方で、対象事件において何日間また何時間の取調べがなされたかは明らかにされていない。少なくとも、取調べで被疑者の供述を固めた上で、取調べ終了後の結果を録画しているにすぎないことは明らかである。これでは、「任意性立証」についても、また「真相解明機能」についても検証としておよそ不十分である。

3 「試行に従事した取調官とその意見」について

本件検証では、試行にあたった取調官から意見を聴取したとして、その結果を記載している。しかし、これらはいずれも取調官の主観的な意見にすぎない。たとえば、被疑者の供述態度の変化についてみれば、取調べの全過程の録画がなされていない以上、実際に供述態度に変化があったと言えるかどうか自体が明らかではない。仮に供述態度に何らかの変化が見られたとしても、それが録画を原因とするものなのか、それともその他の要因によるものなのかが不明である。そもそも取調べの全過程ではなく、一部のみを録画するからこそ、供述態度に変化が生じた可能性も高く、一部録画にとどまる限り、その検証は不十分であり、また偏ったものとならざるをえない。

4 「試行の検証」について

以上を前提に、本件検証の結果について検討を加える。

(1) 任意性の立証方策についての効果・効率性について

本件検証は、「今次試行の内容のごとく、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に録取内容を被疑者に読み聞かせている状況等を、記録時間の比較的短いDVDにより立証を行うことは、効率的な立証方策としても適当である」と結論づける。

しかし、そもそも、自白が得られた過程が不明な一部録音・録画によって、自白の任意性は立証できるはずがない。また、本件検証は、前述のとおり前提において誤っており、このような検証をもって、自白の任意性立証への効果・効率の判断をすることは不可能である。

(2) 取調べの真相解明機能に与える影響について

本件検証は、「今次試行の中で取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明らかとなってきた」などとする。

しかし、その根拠とされているのが、取調官の主観的な意見にすぎないことはすでに述べたとおりである。

また、本件検証の「取調べの真相解明機能」に関する言及は、自白をしないことが直ちに取調べの真相解明機能を害する結果になる、と言っているにすぎない。冤罪であることが明白となった志布志事件、氷見事件、足利事件の例を待つまでもなく、密室では多くの虚偽自白が生み出される。自白の獲得は、決して真相の解明となっていないにもかかわらず、本件検証には、このような虚偽自白の危険性についての配慮が見られない。当該自白が真に信用に値し、真相に合致するものであるか否かは、その採取経過、すなわち取調べの全過程を明らかにして、はじめて検証可能なのである。

5 まとめ

本件検証は、試行対象が恣意的に選ばれていること、検証の根拠が主観的な印象にとどまり、客観性を欠いていることからおよそ説得力を欠く。特に、一部しか録画しないとの結論先にありきであって、取調べの全過程の録画と対照した検証がなされていないことは、重大な欠陥である。さらに、そもそも警察庁が問題にする「取調べの真相解明機能」は、何を真相と考えるのか、という点の考察を欠いたまま、密室での取調べの結果得られた供述（自白）が真相であるとする点で前提そのものが誤っている。

先日、足利事件について、菅家利和さんの無実が判明し、捜査機関が菅家さんに対し、異例ともいえる謝罪を行ったばかりである。足利事件だけではなく、密室で得られた虚偽自白による冤罪は枚挙にいとまがない。一部録画では虚偽自白は防げない。

また、裁判員裁判では、裁判員が事実を適正に判断できるよう、できるだけ分かり易い審理がなされる必要がある。しかし、一部の録画では、録画されていない部分について水掛け論が残されることになり、およそ分かりやすい裁判は実現できない。

警察庁は、足利事件をはじめ、虚偽自白によって多くの冤罪が生み出されてきた事実を真摯に反省し、かつ、裁判員裁判における分かりやすい裁判の実現のためにも、取調べの全過程の録画に踏み出すべきである。

以上